

令和5年門審第11号

裁 決

遊漁船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利及び同官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年12月9日04時27分

大分県大島北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 6.1トン

登 録 長 12.94メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 235キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その前方の棚に左舷側から順に魚群探知機、GPSプロッター2台、レーダー及び機関操縦レバーをそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、釣り客11人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年12月9日03時30分大分県佐伯港の係留地を発し、大島北西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、大島北西方沖合は、豊後大島船隠防波堤灯台（以下「大島灯台」という。）から305度（真方位、以下同じ。）1,260メートル、325度1,200メートル、337度490メートル及び287度530メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、大分県漁業協同組合が大分県知事から免許番号区第4130号として許可を受けた第1種区画漁業の漁場区域（以下「大島漁場区域」という。）が設定されて周年まぐろ及びぶり養殖施設が敷設されていた。

また、a受審人は、平成23年頃から大島漁場区域付近で遊漁を始め、AのGPSプロッターに大島漁場区域の養殖施設の範囲を入力してその範囲を表示させ、年間110日ないし120日04時30分頃から2時間ないし3時間大島漁場区域付近で遊漁を行っていたことから、大島漁場区域に養殖施設が敷設されていることを承知しており、現地の漁業協同組合から大島漁場区域付近で明かりを点灯すると養殖施設のまぐろやぶりの餌の食い付きが悪くなるので、遊漁を行うときには明かりを点灯しないように注意されていた。

a受審人は、釣り客全員を後部甲板で休息させ、レーダー及びGPSプロッター2台を作動させて舵輪の右舷後方に立った姿勢で操縦に当たり、前示釣り場に向かう僚船に続いて佐伯湾を東行し、04時

00分少し前大島灯台から269度4.9海里の地点で、針路を大島漁場区域の養殖施設に向く086度に定め、機関を回転数毎分1,300にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 受審人は、04時05分半大島灯台から270度4.0海里の地点に至ったとき、船首方にまぶしい明かりを視認し、大島漁場区域付近の小型船の明かりと考え、間もなくして先行する僚船がその明かりを消灯させるため小型船に向かっているように見えたことから、僚船の動静を注視した。

a 受審人は、04時25分半少し前大島灯台から287度1,310メートルの地点に達したとき、大島漁場区域が正船首500メートルのところとなり、その後大島漁場区域の養殖施設に向首して接近する状況であったが、小型船に向かう僚船の動静を見ることに気をとられ、レーダーやGPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、大島漁場区域の養殖施設に向首続航し、04時27分大島灯台から299度860メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、まぐる養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

その結果、養殖施設は、いけすの浮環等に折損などを生じたが、のちに修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件養殖施設損傷は、夜間、大島北西方沖合において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、大島漁場区域の養殖施設に向首

進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、大島北西方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、大島漁場区域の養殖施設に乗り入れることのないよう、レーダーやGPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、小型船に向かう僚船の動静を見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、養殖施設に向首して接近する状況に気付かないまま進行して乗り入れる事態を招き、同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月26日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二